心臓手術で女児に障害　病院側の責任認めず

ツイートする　シェアする

2020年5月29日 19:19

慶応大学病院で心臓手術を受けた女の子が脳に重い障害が残ったとして両親らが慶応大学におよそ２億円の損害賠償を求めていた裁判で、２９日、東京地裁は両親らの請求をしりぞける判決を言い渡しました。

記事全文

慶応大学病院で心臓手術を受けた女の子が脳に重い障害が残ったとして両親らが慶応大学におよそ２億円の損害賠償を求めていた裁判で、２９日、東京地裁は両親らの請求をしりぞける判決を言い渡しました。

高橋心音さんは１０年前、生後３か月の時に、慶応大学病院で心臓の手術を受け、その後、低酸素脳症と診断されました。

両親と心音さんは、病院の医師らが手術前に過去の心臓のエコー検査を分析した上で再度の検査を行うべきなのに実施せず、手術中に脳の血流を測る脳モニターも装着しないなど適切な処置を行っていなかったとして、大学に対しおよそ２億円の損害賠償を求めていました。

２９日の判決で東京地裁は、病院の医師らが心臓のエコー検査を行わなかったことについては、鑑定人の「不適切ではない」とする意見に「医学的合理性がある」としました。

また、脳モニターを使用しなかったことについては、「当時は脳モニターを採用していない施設が多くガイドライン上も必要性が示されていないこと等を理由に一致して不適切とはいえない」とする鑑定人の意見を採用し、「被告病院の医師らに注意義務違反があったということはできない」として原告側の訴えをしりぞける判決を言い渡しました。

PR グッドデザイン賞１５年以上連続受賞！東京・埼玉・千葉に強いボラスの新築分譲住

PR ソフトバンクグループの通信制大学ならITを学べて働きながら卒業が可能。

日テレNEWS24 ライブ配信中

映像を大きく見る

日テレNEWS24
24時間ニュースをライブ配信中